

りゅうちゃん子どもの希望募金

2021年度助成事業（子どもの貧困・孤立対策等）募集要綱

1. 助成の目的

生活困窮などに伴い、地域の中で孤立しがちな子どもたちの健やかな育ち、学びを支援し、子どもたちの安心した生活と未来を応援する民間団体の取り組みに対し、事業費の助成を実施します。

2. 助成対象となる団体

(1) 助成の対象となる団体は、子どもの支援活動に取り組んでいる団体、ボランティアグループ等の非営利組織で、主に次に掲げる団体とします。

- ① 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ② ボランティアグループ等任意団体（未法人）
- ③ 児童養護施設・里親会
- ④ その他、非営利団体・組織

(2) 助成対象となる団体の資格は、下記の要件をすべて満たすものとします。

- ① 国又は地方公共団体が設置若しくは経営し、その責任に属するものでないもの。
- ② 活動から生じる利益を構成員に分配しない団体であること。
- ③ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること
- ④ 法人格の有無を問わないが、団体の会則、事業計画、予算書、実績報告書、決算書等を備えていること。
- ⑤ 応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること。（活動年数は不問）
- ⑥ 団体として金融機関振込口座を持っていること。
- ⑦ 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。

3. 助成対象プログラム

(1) 活動支援プログラム

- ① 子どもの居場所支援・学習支援・食事提供の取り組み
子ども達（親子含む）が、放課後、夜間、休日などに孤立することなく、気軽に集うことができる居場所（食事支援等）の提供や、小中高学生等に対する無料又は低額での学習支援を行う活動
- ② 生活困窮世帯の緊急・一時生活支援
緊急に生活支援を要する世帯（概ね 18 歳未満の児童のいる世帯）に対し、食料や日用品・学習用品等を給付する取組
- ③ 子どもの不登校・ひきこもり支援
不登校・ひきこもり傾向にある子どもに対し、安心して過ごせる居場所を提供し、交流、相談支援、学習支援などの取り組みを行う活動。

- ④ 子どもの緊急避難先（シェルター）における居場所（食事等）の提供

(2) 給付型応援プログラム

- ① 生活困窮世帯のファミリーサポート等利用料支援
子どもの預かりなどを中心に育児の援助を行うファミリーサポートセンター事業（有償）の利用料支援（免除）を行う取組
- ② 児童養護施設等退所児童の自立生活支援
ア. 児童養護施設やファミリーホーム等の退所児童、里子（措置解除対象児童）の自立生活に向けた支度費の給付
イ. 自立援助ホーム入居支度費のない者への支度費の給付
- ③ 高校給付奨学生等利用支援
ひとり親世帯の子どもの対象にした高校通学のための給付型奨学金を行う母子寡婦福祉会の取組み

- (3) その他、助成の目的に合致し本会会長が必要と認めるもの

4. 助成額の上限

(1) 活動支援プログラム

- ① 助成額は、原則1事業50万円を限度額とする。ただし、過去3か年以内に本助成金^{*1}の助成を受けた団体は、原則1事業30万円を限度額とします。

※1-りゅうちゃん子どもの希望募金助成のみを指し、本会の他の助成金は除きます。

(2) 給付型応援プログラム

- ① 「生活困窮世帯のファミリーサポート等利用料支援」助成額は50万円を上限とします。
- ② 「児童養護施設等退所児童の自立生活支援」の助成額は一人5万円以内とします。
- ③ 「高校給付奨学生利用支援」の助成額は50万円を上限とします。

- (3) 原則、上記の内容を助成額とするが、「りゅうちゃん子どもの希望募金」の当年度募金実績を勘案して、助成額を調整するものとする。

5. 助成対象経費等について

- (1) 助成対象となる経費は、「3 助成対象プログラム」に直接必要な経費とします。

- ① 「賃金」「家賃」「光熱水費」等は、組織全体で要する額から対象プログラムに必要な分を按分計算して算出してください。
- ② 活動支援プログラム「②生活困窮世帯の緊急・一時生活支援助成」の対象経費は、対象世帯への生活費支給にかかる費用や、食料支給（現物給付）に備えた備蓄の取り組み（食料品の購入費用含む）に係る費用を主な対象経費とします。

- ③ 申請事業に直接関係のない団体の維持・管理を目的とする経常的な運営経費とみなされるものは対象外とします。

- (2) 公的補助金等を受けて実施する事業費については、原則対象外としますが、補助金等で賄うことのできない経費のうち、本会会長が必要と認める経費については、一部助成することができるものとします。

(※ (2) に該当する事業申請を行う際は、提出前に必ず本会へ事前調整、相談をしてください。)

6. **助成対象期間は、令和3年度（2021年4月～2022年3月）実施事業で単年度助成とします。**

7. 募集期間・申請方法・提出書類

(1) 募集期間

2021年3月3日（水）～2021年4月9日（金）**必着**

(2) 申請方法

- ① 沖縄県共同募金会ホームページ (<http://www.okishakyo.or.jp/kyoubo/>) から様式データファイルをダウンロードいただき、所定の助成金申請書等提出書類に必要な事項を記入・捺印の上、上記募集期間内に沖縄県共同募金会まで提出してください。
- ② 審査に際して申請内容を照会することがありますので、必ず提出書類の写しを手元に保存してください。

(3) 提出書類

申請に必要な提出書類は事業によって分かれますので、下記の一覧表をご確認のうえ、必要書類を添付しご提出ください。

- ① かがみ【様式1】
- ② 助成申請書【様式2】
- ③ 助成申請事業 収支予算書【様式3】
- ④ 申請事業実施要綱（事業主旨、対象、活動メニュー等内容詳細が分かるもの）
- ⑤ 備品等を購入（10万円以上）する場合、業者見積もり（写し）とカタログを添付（※原本証明を行うこと）
- ⑥ 定款又は会則・規約（未法人の場合は、役員名簿も提出すること）
- ⑦ 法人全体の事業実績報告、資金収支決算書・貸借対照表（提出可能な直近のもの）
- ⑧ 助成申請書（児童養護施設等退所児童の自立生活支援）【様式4】

※①～⑧のうち、用意できない書類がある場合は、本会までご相談ください。

各事業提出書類		(1) 活動支援プログラム				(2) 給付型応援プログラム		
		①食事・居場所・学習支援	②緊急・一時生活支援	③不登校等支援	④子どもシェルタ	①ファミサポ支援	②児童養護支援	③高校給付奨学
提出書類	①かがみ(様式1)	●	●	●	●	●	●	●
	②助成申請書(様式2)	●	●	●	●	●		●
	③予算書(様式3)	●	●	●	●	●		●
	④事業実施要綱	●	●	●	●	●		●
	⑤見積・カタログ(※10万以上の備品購入の場合)	●		●	●			
	⑥定款、会則	●		●	●			
	⑦直近の実績・決算・貸借	●		●	●			
	⑧児童養護申請(様式4)						●	

7 助成金の内定と助成金交付

- (1) 助成金は、概算払いにより交付する。
- (2) 活動報告は事業終了後速やかに提出すること。最終報告は2022年3月末とする。

審査・内定	内定通知書の交付	助成金交付と活動報告	
		給付型応援プログラム	活動支援プログラム
2021年5月下旬	2021年7月1日予定 ※内定交付式 ※事務説明会	【概算払い】(10割) 2021年7月末までに請求書提出、8月中旬送金。	【概算払い】(8割) 2021年7月末までに請求書提出、8月中旬送金。
		【活動報告】 事業終了後、2022年3月末までに活動報告提出	【活動報告】 事業終了次第、活動報告提出※最終2022年3月末 ※報告確認後、精算払いで2割送金

8 問い合わせ及び書類送付先

社会福祉法人沖縄県共同募金会 (〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1)

T E L 098-882-4353 F A X 098-882-4270

E-mail akaihane@okishakyo.or.jp